

第11章 市場単価方式

市場単価方式については、「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2 市場単価」によるものとする。

ただし、インターロッキングブロック工については、以下の単価表を適用する。

1. 単 価 表

(1) インターロッキングブロック設置 100㎡当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
インターロッキングブロック 設 置 工	材工共	㎡	100	
敷 材 料	再生砂・空練モルタル普通・空練モ ルタル高炉・砂	㎡		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 特殊品を使用する場合は、設計単価から標準のブロック材料費を差し引き(設置手間のみ単価の算出)、特殊品の材料費を加算すること。

2. 敷材料は、再生砂・空練モルタル普通・空練モルタル高炉・砂のいずれかを選定し、計上する。

(2) インターロッキングブロック撤去 100㎡当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
インターロッキングブロック 撤 去 工	手間のみ	㎡	100	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して再利用する場合は、別途設置手間を加算して計上すること。設置手間については、インターロッキングブロック設置工の設置単価から標準のブロック材料費を差し引いて算出すること。

2. 再利用する場合の敷材料が必要な場合は、(1)単価表のとおりとする。